

## 岩美町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町家庭用発電設備等導入推進補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の住宅等に家庭用発電設備等を導入する者に対して、設置費用の一部を補助することにより、家庭用発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、町内に住所を有する者であつて、自ら居住する町内の住宅において別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を行う者又は町内に所在する事務所、工場等(住居と兼用していないもの。公民館等を含む。以下、「事業所等」という。)において補助対象事業のうち太陽光発電導入事業を行う者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助対象事業完了後1ヶ月以内に町内に住所を移す者を含む。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に完了する事業とする。

4 本人及び同居する家族が、町税等及び水道料金、下水道等使用料及び下水道事業受益者負担金等の滞納がないこと。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号)

(2) 補助対象事業の実施に係る契約書若しくは見積書の写し

(3) 補助対象事業により導入する設備の形状、規格等を説明する資料

(4) 設備等が日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していることを証する書類

(5) 町税等の滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書(様式第4号)(町外から転入の場合は15歳以上の全同居者分の転入前住所地における「市(町・村)税の滞納なしを証明する書類」の写し)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 本補助金の交付を受けようとする者は、本補助金の交付の申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の

額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に係る額を減額するものとする。  
(補助事業等の変更)

第6条 規則第10条第1項に規定する町長の定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 補助対象事業の追加又は廃止に係る変更
- (2) 本補助金の増額を伴う変更

2 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第5号による申請書を提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第17条に定める実績報告は、対象設備の設置を完了した日若しくは対象設備付き住宅等の引き渡し完了した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業により導入する設備に係る領収書の写し及びその内訳を示す内訳書
- (3) 電力受給契約内容の分かる書類の写し
- (4) 補助対象事業の完了を示す写真
- (5) 施工事業者報告書

3 第5条前段の規定による交付決定を受けた者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、その超える額を控除して報告しなければならない。

4 第5条前段の規定による交付決定を受けた者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により対象設備に係る仕入控除税額が確定した場合において、その金額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに様式第6号により町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてその超える額を返還しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができるものとし、当該取消しにかかる部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 不正の手段により本補助金を受けたとき
- (2) 本補助金の用途が不適当とみとめられるとき
- (3) その他本補助金の交付が不適当とみとめられる事項があったとき

(定期報告)

第9条 補助対象者は、太陽光発電の設置後2年間、毎年1回の定期報告書(様式第3号)を町長が別に定める日までに提出するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 岩美町住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行し、平成24年度の対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 対象事業		2 1件当たりの補助金額
事業名	細事業名(内容)	
1 太陽光発電導入事業	<p>太陽光発電システム(以下「太陽光発電」という。)のうち次のいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>イ 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値(以下単に「最大出力」という。)が10kW未満の太陽光発電で、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの</p> <p>ウ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者(県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等)であること。</p> <p>エ 電力受給契約を締結済み、若しくは締結予定の者。ただし、太陽光発電で発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。</p>	<p>1kW当たり46千円、かつ、1件当たり230千円(事業所等に設置する場合は460千円を超えない額)を限度とする。</p> <p>ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1)事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者(以下「事業実施主体と同一とみなせる事業者」という。)への発注に要する経費</p> <p>(2)本補助金の交付を受けようとする者が課税事業者である場合、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)</p>

<p>2 家庭用コ ージェネ レーション システム 導入事業</p>	<p>家庭用燃料電池システム（以下「家庭用燃料電池」という。）及び家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（以下「エコウィル」という。）のうち次のいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>イ 家庭用燃料電池の場合は、経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの</p> <p>ウ エコウィルの場合は、総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること。</p> <p>エ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること。</p>	<p>家庭用燃料電池又はエコウィルの設備費、設置に要する経費の合計から寄付金その他の収入の額を控除した額に、家庭用燃料電池の場合は3分の1を、エコウィルの場合は10分の1を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>（家庭用燃料電池の場合は120千円を上限とし、エコウィルの場合は70千円を上限とする。）なお、総事業費には事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費を含めないこと。</p>
<p>3 薪ストーブ 等導入事 業</p>	<p>薪ストーブ等のうち次のいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>イ 木質燃料(薪、木質ペレット、木質チップ等)を利用し、発生した熱を利用する機器(他の熱源と一体となった機器も補助対象)</p> <p>ウ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること。</p>	<p>薪ストーブ等の設備費、設置に要する経費の合計から寄付金その他の収入の額を控除した額に10分の1を乗じて得た額を上限とする。（60千円を上限とする。）なお、総事業費には事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費を含めないこと。</p>
<p>4 太陽熱 利用機器 導入事業</p>	<p>太陽熱利用機器のうち次のいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>イ 不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯に利用するソーラーシステムであること。（太陽熱以外の他の熱源と一体となった機器も補助対象）</p> <p>ウ 集熱面積は2㎡以上とする。</p> <p>エ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること。</p>	<p>太陽熱利用機器の設備費、設置に要する経費の合計から寄付金その他の収入の額を控除した額に10分の1を乗じて得た額を上限とする。（20千円を上限とする。）なお、総事業費には事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費を含めないこと。</p>

<p>5 家庭用蓄電池等導入事業</p>	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)及び電気自動車等充電設備のうち次のいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>イ 蓄電池の場合、蓄電容量が1.0kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していること。</p> <p>ウ 電気自動車等充電設備にあつては、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。</p> <p>エ 10kW未満の太陽光発電システムと併せて導入し、太陽光発電導入事業の補助を同時に受けること。</p> <p>オ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者(県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等)であること。</p>	<p>蓄電池又は電気自動車等充電設備の設備費、設置に要する経費の合計から寄付金その他の収入の額を控除した額に、蓄電池の場合は4分の1、電気自動車充電設備の場合は3分の1を乗じて得た額を上限とする。(200千円を上限とする。)</p> <p>なお、総事業費には事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費を含めないこと。</p>
--------------------------	--	--

(注1)各設備は、設置前において使用に供されていないものに限る。

(注2)集合住宅にあつては、1戸を1件(共用部分のみに係る場合は共用部分を1件)として取り扱う。